

# なすしおばら

広報

2008  
9.20  
No.90

## いつ起こるかわからない災害に備えて

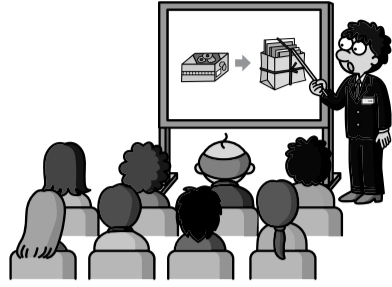
未曾有の被害をもたらした平成10年8月末豪雨水害から10年目を迎え、8月23日(土)に被災者追悼式と総合防災訓練が、那珂川河畔公園および河畔運動公園で開催されました。防災訓練では車に閉じこめられた人や、川の中州に取り残された人の救助訓練、土のうを作る訓練などが行われ、参加した人たちは災害に対する心構えを新たにしました。

### CONTENTS [もくじ]

- ごみ処理説明会の日程…………… 2 p
- タウンピックアップ…………… 10 p
- くらしの情報…………… 12 p
- イベント情報…………… 18 p
- 10月の保健…………… 20 p
- 元気です…………… 28 p



# 新しいごみ処理説明会を開催しています



来年4月からごみの新しい分別・収集・有料化が始まります。そのため、市では8月25日(月)から市内各地区で説明会を開催しています。

9月末からの説明会の日程は次のとおりです。どこの会場でも参加できます。ご都合に合わせて参加してください。

問い合わせ 環境対策課 ☎0287(62)7301

## 黒磯地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
9/27(土)	豊浦小学校区	豊浦小学校体育館	午後2時
9/28(日)	共英小学校区	共英小学校体育館	
9/29(月)	共墾社一区	市役所201会議室	午後7時
	稲村二区	稲村小学校体育館	
10/1(水)	共墾社二区	市役所201会議室	
	稲村西町	稲村小学校体育館	
10/3(金)	安藤町	とようら公民館	
	四方寺	稲村小学校体育館	
10/6(月)	原町	とようら公民館	
	東原二区	東原小学校体育館	
10/8(水)	東豊浦	とようら公民館	
	並木町	稲村コミュニティセンター	
10/10(金)	雇用促進住宅・下豊浦	豊浦小学校体育館	
	豊住町・豊浦北町	稲村コミュニティセンター	
10/15(水)	鍋掛豊浦	とようら公民館	
	北栄町	稲村コミュニティセンター	
10/17(金)	黒磯七区	日新中学校体育館	
	緑ヶ丘団地	稲村小学校体育館	
10/20(月)	下黒磯	とようら公民館	
	豊浦町	市役所201会議室	
10/22(水)	下厚崎・渡辺	厚崎公民館	
	豊浦南町	市役所201会議室	
10/24(金)	新上厚崎	厚崎公民館	
	末広町	いきいきふれあいセンター	
10/27(月)	上厚崎1丁目	厚崎公民館	
	清住町	いきいきふれあいセンター	
10/29(水)	上厚崎2丁目・馬蹄形	厚崎公民館	
	新緑町	市役所201会議室	
10/31(金)	上厚崎3丁目	厚崎公民館	
	松浦町	市役所201会議室	
11/5(水)	上厚崎4丁目	厚崎公民館	
	鳥野目・小結・小結開拓	東原地域活動センター	
11/7(金)	上厚崎5丁目	厚崎公民館	
	藤田一区	東原地域活動センター	
11/10(月)	下埼玉	埼玉公民館	
	藤田二区	東原地域活動センター	
11/12(水)	上埼玉一・上埼玉二	埼玉公民館	
	上黒磯	いきいきふれあいセンター	
11/14(金)	南埼玉1区・南埼玉2区	埼玉地域活動センター	
	青葉台	とようら公民館	
11/17(月)	南埼玉3区	埼玉地域活動センター	
	春日町	稲村コミュニティセンター	

## 鍋掛地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
10/4(土)	鍋掛小学校区	鍋掛小学校体育館	午後2時
10/5(日)	寺子小学校区	寺子小学校体育館	
11/19(水)	越堀西・越堀	鍋掛公民館	午後7時

## 東那須野地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
9/29(月)	中島・北和田・波立	波立小学校体育館	午後7時
10/1(水)	中内・鹿野崎・百目木・無栗屋・上郷屋		
10/3(金)	塩野崎・塩野崎新田・唐杉		
10/6(月)	沓掛新田・沓掛・くつかけ自治会	大原間小学校体育館	午後2時
10/8(水)	北弥六・前弥六	東那須野中学校体育館	
10/18(土)	大原間小学校区	大原間小学校体育館	午後2時
10/19(日)	波立小学校区	波立小学校体育館	
11/10(月)	木曾畑中・沼野田和・下中野	那須地区広域行政事務組合	午後7時

## 高林地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
10/10(金)	穴沢・油井・西岩崎	穴沢小学校体育館	午後7時
10/15(水)	下の内・箕輪・洞島	高林小学校体育館	
10/17(金)	青木一区	青木一区公民館	
10/20(月)	青木二区	青木二区公民館	午後2時
10/22(水)	青木三区	青木三区公民館	
10/24(金)	青木四区・青木東昭区	青木一区公民館	午後2時
10/25(土)	高林小学校区	高林小学校体育館	
10/27(月)	穴沢小学校区	穴沢小学校体育館	午後7時
10/27(月)	高林	高林小学校体育館	
10/29(水)	塩沢・板室	板室健康のゆグリーングリーン	午後7時
10/31(金)	笹野曾里・百村新田・百村本田	高林公民館(活力倍增センター)	
11/5(水)	箭坪・川原向・柏林		
11/7(金)	木綿畑新田・木綿畑本田	戸田多目的集会施設	午後7時
11/12(水)	戸田		

## 塩原地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
9/29(月)	上塩原	上塩原公民館	午後7時
10/1(水)	新湯・元湯・上の原	新湯公民館	
10/5(日)	塩原小学校区	塩原小学校体育館	午後2時

## 箒根地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
10/18(土)	関谷小学校区	関谷小学校体育館	午後2時
10/19(日)	金沢小学校区	金沢小学校体育館	
10/26(日)	大貫小学校区	大貫小学校多目的室	
	横林小学校区	横林小学校体育館	

西那須野地区

開催日	地区名	開催場所	開催時間
9/27(土)	東小学校区	東小学校体育館	午後2時
9/28(日)	南小学校区	南小学校体育館	
9/29(月)	二区町② (3地区・5地区)	二区町公民館	午後7時
10/2(木)	二区町③(4地区)		
10/3(金)	三区町① (北地区・東地区)		
	五軒町①(西大和)	五軒町公民館	
10/4(土)	西小学校区	西小学校体育館	午後2時
10/6(月)	三区町② (南地区・中地区)	三区町公民館	午後7時
	五軒町②(五軒町・南郷屋1、2丁目)	五軒町公民館	
10/8(水)	三区町③(西地区)	三区町公民館	
	五軒町③ (扇町・西原町)	五軒町公民館	
10/10(金)	四区町①(奇数班) ※19班・23班を除く。	四区町公民館	
	太夫塚① (1丁目・西原町)	太夫塚公民館	
10/15(水)	四区町② (偶数班・19班・23班)	四区町公民館	
	太夫塚② (2丁目・3丁目)	太夫塚公民館	
10/17(金)	高柳	狩野公民館	
	太夫塚③(4丁目・5丁目・6丁目)	太夫塚公民館	
10/20(月)	石林①(第1ブロック・第2ブロック)	石林公民館	
	三島	三島公民館	
10/22(水)	石林②(第3ブロック・第4ブロック)	石林公民館	
	東三島① (1丁目・2丁目)	東三島公民館	

開催日	地区名	開催場所	開催時間
10/24(金)	槻沢	狩野公民館	午後7時
	東三島② (5丁目・睦)	東三島公民館	
10/26(日)	大山小学校区	大山小学校体育館	午後2時
10/27(月)	東三島③(3丁目)	東三島公民館	午後7時
10/28(火)	上井口	健康長寿センター	
	下井口	健康長寿センター	
10/29(水)	東三島④ (4丁目・6丁目)	東三島公民館	
10/31(金)	南郷屋①(1丁目・4丁目・5丁目)	健康長寿センター	
	西三島① (6丁目・7丁目)	西三島公民館	
11/5(水)	南郷屋② (2丁目・3丁目)	健康長寿センター	
	西三島② (4丁目・5丁目)	西三島公民館	
11/7(金)	第一南区①(西栄町)	第一南公民館	
	西三島③(1丁目)	西三島公民館	
11/10(月)	第一南区②(東町)	第一南公民館	
	西三島④ (2丁目・3丁目)	西三島公民館	
11/11(火)	南赤田	西公民館	
11/12(水)	新南① (1班～9-2班)	健康長寿センター	
11/14(金)	遅沢	狩野公民館	
	新南②(10班～19班)	健康長寿センター	
	上赤田	上赤田公民館	
11/17(月)	千本松	畜産草地研究所 第2会議室	午後6時
	東赤田	三島公民館	午後7時
	西赤田	西公民館	
11/19(水)	西富山	健康長寿センター	
	北赤田	北赤田公民館	

## 拠点・店頭回収

シリーズ 新しいごみ処理計画⑦

問い合わせ 環境対策課 ☎0287(62)7301

来年の4月から白色トレイ、発泡スチロール、蛍光灯が拠点・店頭回収となります。

拠点回収とは、市の各庁舎、公民館などの公共施設に白色トレイ、白色の発泡スチロール、蛍光灯を回収するボックスを設置し、皆さんが回収ボックスに入れる制度です。黒磯地区は、すでにトレイ、発泡スチロールを拠点回収していますが、来年度からは蛍光灯が加わります。

なぜ、ステーション回収ではなく、拠点回収かというと、これらの資源物を分別すると、良質な資源物となりますが、量としてはそれほど多く出ないこと、また、蛍光灯に含まれる有害な水銀を飛散させないため、できるだけ割らずに回収したいなどの理由からです。(割れてしまった蛍光灯もリサイクル可能ですので、回収ボックスに入れてください)

また、公共施設に持っていくことができない人は、スーパーなどで行う店頭回収を利用してください。

店頭回収とは、スーパーや小売店が独自に回収ボ

ックスを設置し、回収することです。当面は、拠点回収と併せて店頭回収を積極的に利用し、分別の徹底を図っていきます。



市役所に設置してある回収ボックス

### ごみ減量協力店制度

市では現在「ごみ減量協力店制度」を検討しています。市内各店舗で行っている発泡スチロールや白色トレイの店頭回収、レジ袋削減などの取り組みを調査し、これらの情報を広報やホームページなどで市民に周知していきます。

協力店は発泡スチロールや白色トレイ、蛍光灯の店頭回収の普及、啓発に努めます。

# 公平性を欠く 産廃施設の設置

那須塩原市は都市部に食糧、人材を供給する一方で  
都市部から産廃を受け入れている

います。ここには公平性という視点が欠落しています。とりわけ都市部との比較において、それを顕著に見ることができません。

## 社会的な公平性の欠如

現在、法律上、産業廃棄物処理施設は、周辺の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれのある施設であるにも関わらず、その立地場所の選定基準がほぼ無いに等しく、つくりやすい所に作ることができません。

前回もお知らせしたとおり、本市は、諸条件からこれまでに数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、廃棄物処理に関する一定の社会的責任を果たしてきました。それにもかかわらず、現在も建設計画が相次いでおり、過度の負担を強いられると言わざるを得ません。これでは社会的な不公平感は否めません。

また、これら地方の産業廃棄物処理施設で処理されている廃棄物の多くが、首都圏など都市部から持ち込まれたものです。地方は、食糧や人材などの資源を都市部に供給し、都市部から廃棄物を受け入れているのです。

## 環境的な公平性の欠如

本市のように産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域では、地下水への影響などが懸念され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねない状況となっています。

廃棄物の処理を地方に委ねる都市部では、快適な都市の生活環境を保持している一方、廃棄物の処理を担っている本市をはじめとする地方では、住宅付近に産業廃棄物処理施設が設置されるなど、住民の生活環境の保全上に支障をきたしかねない状況となっています。

本市へのこれ以上の産業廃棄物処理施設の設置は、住民の安心、安全な生活環境を脅かすことになり、健康で文化的な生活を営む権利を侵害しかねない事態を招くことも危惧されるところです。

## 手続的な公平性の欠如

廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設が周辺の生活環境に大きな影響を及ぼす施設であるにも関わらず、その設置にあたって、周辺住民の意思を確認するのは許可申請時の告示縦覧があるのみで、周辺住民の関与の度合いが著しく低く、住民の意思が蔑ろにされていると言っても過言ではありません。

なお、県ではこれを補うた

め、独自に定める指導要綱において、住民との合意形成を求めています。法律にきちんと位置づけられることが求められるところです。

以上のように、リスクのある施設にも関わらず、その施設の設置を決定する上で、本来重要視すべき公平性といった観点が欠如してしまっているところ、大きな問題があると考えます。

そもそも産業廃棄物処理施設をめぐるのは、依然全国的に不適正処理が頻発している状況にあり、安全性や信頼性に欠けるという問題もあります。

市は今後、社会的な公平性や住民の生活環境上の公平性を確保し、本市のような地域をほかに生み出さないためにも、一地域への産業廃棄物処理施設の立地について、総量を規制するような基準を設けるべきと考えています。

また、こうした施設の設置にあたっては、周辺住民との合意形成を許可要件にするなど、周辺住民の意思を最大限尊重すべきと考えています。

問い合わせ

困環境対策課

☎0287(62)7144

# 市職員の任用状況や給与の仕組みと支給状況

「那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用状況や離職状況をはじめ、各種休暇や職員の給与の仕組み、支給状況などについてお知らせします。

問い合わせ 総務課 ☎0287(62)7176

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 職員の任用状況 (採用試験による平成19年度中の採用者数)

区分	一般事務	建築技師	管理栄養士	保育士
採用者数	10人	1人	1人	2人

### (2) 職員の退職者数 (平成19年度中)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	懲戒免職
退職者数	27人	7人	9人	1人

### (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分	部門	平成19年度	平成20年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	議会	8人	8人	0人	
	総務企画	153人	150人	▲3人	組織機構改革による減等
	税務	61人	66人	▲5人	徴収業務の強化による増等
	民生	187人	181人	▲6人	組織機構改革による減等
	衛生	68人	65人	▲3人	組織機構改革による減等
	労働	3人	2人	▲1人	派遣職員の引き上げによる減
	農林	47人	44人	▲3人	組織機構改革による減等
	商工	21人	20人	▲1人	組織機構改革による減等
	土木	95人	93人	▲2人	組織機構改革による減等
	小計(1)	643人	629人	▲14人	<参考> (H19.4.1現在) 人口1,000人当たり職員数5.60人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数5.58人)
特別行政	教育	180人	170人	▲10人	職員の再任用職員化、臨時職員化による減等
	小計(2)	180人	170人	▲10人	
普通会計 [(1)+(2)]		823人	799人	▲24人	<参考> (H19.4.1現在) 人口1,000人当たり職員数7.17人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数7.84人)
公営企業等会計	水道	35人	35人	0人	
	下水道	25人	21人	▲4人	組織機構改革による減等
	その他	41人	40人	▲1人	業務見直しによる減等
	小計	101人	96人	▲5人	
合計		924人 [962人]	895人 [920人]	▲29人 [▲42人]	<参考> (H19.4.1現在) 人口1,000人当たり職員数8.05人

注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、一部事務組合への派遣職員は含みません。

注2 [ ] 内は、条例定数の合計です。

注3 類似団体の職員数は、平成19年4月1日現在の「類似団体別職員数の状況(総務省自治行政局公務員部給与能率推進室)」より算出。

### (4) 年齢別職員構成の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	12人	82人	77人	115人	103人	65人	55人	104人	150人	131人	1人	895人

### (5) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

#### ① 定員適正化数値目標 (平成20年4月1日現在)

計画期間		数値目標
始期	終期	平成22年4月1日現在 職員数904人
平成17年度	平成21年度	

#### ② 定員適正化計画の年次別進捗状況 (各年4月1日現在)

期日	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
職員数	目標	-	951人	950人	938人	927人	904人
	実績	950人	951人	926人	897人	-	-

注 職員数実績欄のH18.4.1の951人、H19.4.1の926人およびH20.4.1の897人には、栃木県からの派遣職員2人を含みます。

## 2 職員の給与などの状況

### (1) 総括

#### ① 人件費の状況(普通会計決算) 平成18年度

※人口(人)	歳出額(A)(千円)	実質収支(千円)	人件費(B)(千円)	人件費率(B/A)	平成17年度の人件費率
115,670	39,571,041	1,495,405	6,649,478	16.8%	17.6%

普通会計…「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する予算 ※住民基本台帳人口(平成19年3月31日現在)

#### ② 職員給与費の状況(普通会計予算) 平成20年度

職員数 (人)〈A〉	給与費(千円)				1人当たりの 給与額〈B/A〉(千円)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
783	3,154,814	505,983	1,313,147	4,973,944	6,352

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 給与費は当初予算に計上された額です。

### (2) 職員の平均給与月額、初任給などの状況

#### ① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	349,800円	402,100円
技能労務職	48.0歳	309,000円	328,800円

注1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

#### ② 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	那須塩原市		
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円
	高校卒	144,500円	155,700円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円
	中学卒	121,600円	129,200円

#### ③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	経験年数			
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	252,600円	297,900円	359,300円
	高校卒	207,000円	268,200円	311,300円
技能労務職	高校卒	230,700円	262,900円	297,400円
	中学卒	198,800円	247,600円	276,600円

### (3) 職員の手当の状況

#### ① 期末手当・勤勉手当 (平成20年4月1日現在)

月期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4カ月分	0.75カ月分
12月期	1.6カ月分	0.75カ月分
計	3.0カ月分	1.50カ月分

職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり

#### ② 退職手当 (平成20年4月1日現在)

退職事由	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50カ月分	30.55カ月分
勤続25年	33.50カ月分	41.34カ月分
勤続30年	47.50カ月分	59.28カ月分
最高限度額	59.28カ月分	59.28カ月分
1人当たり平均支給額	14,356千円	24,856千円

注 1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

#### ③ 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

手当の種類(手当数)		11種類
代表的な 手当の 名称	支給額の多い手当	塵芥処理作業手当 日額400円
	多くの職員に支給 されている手当	危険不快作業手当 日額300~500円

#### ④ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	194,541千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	218千円

⑤ その他の手当

(平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容および支給単価
扶養手当 (月額)	配偶者 13,000 円、扶養親族 2 人まで 6,500 円、扶養親族 3 人以降 5,000 円
住居手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち家 新築または購入の日から 5 年間 2,500 円</li> <li>・借家、借間 家賃 23,000 円以下 家賃から 12,000 円を控除した額</li> <li>家賃 23,000 円以上 家賃から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1 に 11,000 円を加算した額 (27,000 円限度)</li> </ul>
通勤手当 (月額)	通勤のため自家用車などを使用する職員 通勤距離片道 2 キロメートル以上の職員に、通勤距離に応じ 2,000 円から 24,500 円を支給 交通機関を利用する職員 55,000 円以下について通勤費相当額
管理職手当 (月額)	①部 長 76,000 円 ②支所長・会計管理者・次長・福祉事務所長 68,000 円 ③参 事 62,000 円 ④本庁の課長 58,000 円 ⑤支所の課長 52,000 円 ⑥副参事 46,000 円 ⑦所長・園長・施設長 40,000 円
休日勤務手当	祝日に勤務を命ぜられて 8 時間に満たない勤務をした場合 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135
宿日直手当	週休日、祝日の日直者に 1 日直 4,200 円を支給
寒冷地手当 (月額)	塩原地区および公署指定施設に勤務する職員に 11 月から 3 月の間支給 世帯主である職員で扶養親族のある職員 17,800 円 世帯主である職員で扶養親族のない職員 10,200 円 その他の職員 7,360 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急のため、週休日または祝日に勤務した場合に支給 参 事 1 回 8,000 円 副参事 1 回 6,000 円 主幹・副主幹 1 回 4,000 円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
職 名	参 事	参 事 副参事	副参事 主 幹	主 幹 副主幹	主 査	主 任	主 事 技 師	主 事 技 師
職員数	7 人	12 人	51 人	150 人	114 人	136 人	51 人	43 人
構成比	1.2 %	2.1 %	9.0 %	26.6 %	20.3 %	24.2 %	9.0 %	7.6 %

注 那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 特別職の報酬などの状況

(平成20年4月1日現在)

報酬月額				期末手当
市 長	960,000 円	議 長	480,000 円	(平成19年度支給割合) 3.35 カ月分
副市長	755,000 円	副議長	390,000 円	
		議 員	355,000 円	
退職手当	算定方式			支給時期
市 長	給料月額 × 42 / 100 × 在職月数			任期ごとに支給
副市長	給料月額 × 25 / 100 × 在職月数			

4 勤務時間の状況

(平成20年4月1日現在)

勤務時間 8 時間勤務 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)  
 ・休憩 正午～午後 1 時



5 休暇の状況

(1) 年次有給休暇取得状況 (平成19年度)

・平均取得日数 11.9 日 取得率 30.0 %

注 市長部局の一般職に属する職員 (中途退職者、育児休暇取得者などを除く)

## (2) 休暇の種類

- 年次有給休暇  
1年度につき20日間与えられる休暇
- 病気休暇  
疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は180日以内）
- 特別休暇  
結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）
- 介護休暇  
配偶者、父母、子、配偶者の父母などの負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は6カ月以内）
- 組合休暇  
労働組合の業務または活動に従事するために認められる休暇（期間は1年につき30日以内）

## (3) 育児休業および介護休暇の取得状況（平成19年度中に新たに取得したもの）

- 育児休業……女性職員 20人 男性職員 なし
- 介護休暇……なし

## 6 職員の分限状況および懲戒処分状況

（平成19年度）

区分	状況	備考
分限処分	休職処分 2人 (いずれも心身の故障による)	地方公務員法の規定に基づき職員に対し降任、免職および休職の処分を行うものです。
懲戒処分	戒告 9人、減給 8人 免職 1人	地方公務員法の規定に基づき職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

## 7 営利企業などの従事状況

平成19年度中の許可件数は、下表のとおりです。

区分	件数
消防団員	3件
農業	1件
団体役員	1件
計	5件

## 8 職員の研修の実施状況

平成19年度中の受講者数は、下表のとおりです。

区分	受講者数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	285人
栃木県市町村研修協議会研修	101人
日本経営協会研修	8人
市町村アカデミー研修	2人
計	396人

## 9 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 職員の健康の保持増進対策（平成19年度受診者数）

区分	対象者	受診者等数
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	764人
人間ドック	35歳以上の職員	404人
脳検診	30歳以上の職員	233人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	64人
メンタルヘルスセミナー	全職員	74人

### (2) 災害補償の実施状況

地方公務員公務災害補償基金に加入しており、平成19年度中1件が公務災害として認定されています。

## 10 勤務状況に関する措置の要求の状況

平成19年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適切な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

## 11 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成19年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

## 12 職員からの苦情処理の状況

平成19年度中に新たな苦情処理はありませんでした。

地方公務員法で公平委員会は、勤務条件などに関する職員の苦情を処理することになっています。



# 防犯活動が活性化しています



子どもたちの安全を守る松浦町の取り組み

平成17年11月の旧今市市(現日光市)における少女誘拐殺人事件の発生は、通学路を含む学校での防犯対策や地域安全のあり方について考え直すきっかけとなりました。

## 地域ぐるみで子どもや地域の安全を守る

事件時の防犯団体は14団体でしたが、今年8月末現在では、学校・地域・事業所などによる防犯ボランティア団体

は83団体と、当時の約6倍になっています。事件以降、住民や自治会員などによる自主防犯団体が各地域で組織され、年々「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運が高まってきており、地域における防犯活動が活性化しています。

## 犯罪抑止効果高まる

個人で防犯対策を行うだけでなく、地域全体で防犯パトロールや子どもの保護・誘導、危険箇所の点検などの活動に取り組むことにより、犯罪者

を寄せつけない大きな効果を生み出すことができます。また、これらの活動は、地域の皆さん一人一人の安全に対する関心や地域の連帯感、結束力を高めることになり、さらなる犯罪の抑止の向上につながるものと思われれます。

## 防犯活動団体へ支援

市は、自主防犯団体の活動を支援するため、購入する防犯物品費の一部を補助しています。詳しくは本庁生活課まで問い合わせてください。

問い合わせ

☎ 生活課

☎ 0287(62)7127

## 防犯パトロール物品が警察署からパトロール松浦へ

松浦町の自主防犯団体「パトロール松浦」は、警察庁指定事業の「地域安全安心ステーション」推進事業団体として選定され、7月28日、松浦町自治公民館において、那須塩原警察小森署長からジャンパー、Tシャツなどのパトロール用品が貸与されました。

同団体は、3年前に下校時の子どもの安全を守るろうと清野善博代表の呼びかけに町内の12人が賛同しスタートしました。現在のメンバーは28人、下校時や夜間のパトロールなどを行っています。清野代表は、「楽しく、息の長い活動をしていきたい」と話していました。

消費生活  
相談

あんなこと  
こんなこと

## 火災警報器「消防署の方から来た」訪問販売に注意!

### 事例

「消防署の方から来た。火災警報器の設置が義務になった。お宅は10個取り付けなければならない。明日取り付けるので代金を用意しておくように」と言ってきた。信用できるか。

### 事例対応

住宅火災で亡くなった人のうち7割の人が「逃げ遅れ」による理由で命を落としています。この原因の多くは、夜寝ている間に火災が発生したことによるものです。

こうした火災から命を守るため、寝室と寝室に至る階段などに煙式の火災警報器の設置が義務となりました。既存の住宅の場合は平成21年5月31日までに火災警報器の設置を完了しなければなりません。

しかし、消防署が火災警報器を販売したり、特定の業者に販売を委託することは絶対にありません。

消防署の前を通過しただけでも、「消防署の方から来た」と言います。訪問販売で火災警報器を購入した時は、契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリングオフが可能です。

### 火災警報器の種類

煙を感知するものと熱を感知するものがあり、コンセント式と乾電池式があります。防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。煙式、熱式のいずれも、6,000円前後から機能によって価格はさまざまです。

日本消防検定協会の鑑定に合格し、認定を受けた製品に付いている「NS」マークを目安に選ぶとよいでしょう。

設置場所など詳しくは下記へ問い合わせてください。

黒磯那須消防組合消防本部予防課

☎ 0287(62)0864

大田原地区広域消防組合消防本部予防課

☎ 0287(22)3016



消費生活センター ☎0287(63)7900

開設時間：平日の午前8時30分～午後5時

※消費生活センターは「消費者個人」と「事業者」との間のトラブルに関する相談を受け付けている機関です。

# カウントピックアップ

あなたの周りの身近な出来事や話題をお寄せください。  
秘書課広報広聴係 ☎0287(62)7109

## 昔の暮らし・あそびを体験しました

8月7日(木)から黒磯郷土館に一泊で、市内小学校の4～6年生15人が昔の農家の暮らしを体験しました。電気やガスがない郷土館で、案内ボランティア“いろりの会”の皆さんから指導を受けながら、かまどやいろりを使って食事を作りました。自分たちで作った麦ご飯や芋茎の味噌汁などをたくさんほおぼりながら、「意外に昔の暮らしも楽しい。また泊まりたい」などと、感想を話していました。

また8月12日(火)～17日(日)には、いろりの会主催で「昔のおもちゃをつくってみよう」が行われ、市内外から多くの子どもたちが訪れ、お手玉やほたるかご・スカイシャトル・どんぐりゴマづくりに挑戦しました。

「泊・はく体験」



縄をよって、あしなか(かかと部分が無い草履)づくり。



正座をして、箱膳で食事。

「昔のおもちゃづくり体験」



ほたるかごづくり。  
お父さんと、どっちがうまく作れるかな。

## 記録を更新できるかな？ ～チャレンジランキング大会～

8月17日(日)、ハロープラザで塩原地区子連チャレンジランキング大会が開催されました。

今回は個人ゲームが8種類、団体ゲームが2種類用意され、参加した子どもたちは昨年の記録を更新しようと、みんな夢中でゲームにチャレンジしていました。



意外と難しい「すーすーえびせん」



## 去り行く夏のひとときを ～アグリパル夏の・人・時・まつり～

8月23日(土)、関谷のアグリパル塩原で毎年恒例の「アグリパル夏の・人・時・まつり」が開催されました。

この日は天候には恵まれませんでしたが、会場内の特設ステージでは太鼓や歌、踊りのショーが行われたほか、地元の人たちが模擬店を出店してまつりを盛り上げました。イベントの最後には花火大会も行われ、訪れた人たちは夏の終わりを楽しんでいました。



## いつまでもお元気で ～高齢者に敬老祝金を贈呈～

8月26日(火)、敬老の日を前に栗川市長が、市内在宅の100歳以上の高齢者の皆さんを訪問し、祝い金を贈呈しました。今回、高齢者敬老祝金を贈呈された市内の100歳以上の人は44人でした。

「お元気で何よりですね。いつまでも元気でお過ごしください」と、一人一人声をかけながら祝い金を贈呈しました。

今年、満100歳の誕生日を迎えた南 萬壽子さん(四区)。健康の秘訣を尋ねると「食事をおいしく取ることと、毎日少しでも体を動かすこと」と教えてくれました。



## おいしい那須塩原の牛乳をPR ～JCみるひいフェスタ～

8月24日(日)、黒磯那須青年会議所の主催で、那須塩原の牛乳をPRする「JCみるひいフェスタ」が那須ガーデンアウトレットで開催されました。

この日は前日から雨が降り続くあいにくの空模様でしたが、牛乳やミルクそばの試飲・試食、子牛とのふれあい体験、バター作り体験、牛乳を使った簡単料理ショーなどが行われ、多くの人たちが訪れました。

牛乳を試飲した人たちは、「いつも飲んでいるものより濃くておいしい」「どこに行ったら買えるのか」など盛んにスタッフに話しかけていました。



牛乳の試飲は大盛況でした。



大人気、クックマンの「生キャラメル」作り。

## 下塩原バイパスのトンネル工事が始まりました

国道400号の下塩原バイパスの起工式が、8月25日(月)関谷地区で行われました。塩原温泉へと通じる国道400号は、カーブが多く観光シーズンの渋滞や、連続雨量が200ミリを超えると通行止めになるなど、市民生活にも影響を与えているため、同国道バイパスの早期開通が期待されています。



## クリーンキャンペーン in 塩原温泉・箒川

8月23日(土)、ラジオ局の呼びかけで、平成13年から奥日光において行われている清掃活動、クリーンキャンペーンが、今年は塩原温泉・箒川地区で行われました。塩原地区車座談議運営委員会の協力・共催で、地元の市民



にも参加の呼びかけがあり、県内外からの来訪者と一緒に、多くの人たちが箒川や自然遊歩道など観光拠点を中心に清掃活動を行いました。